

国際開発協会への加盟に伴う措置に関する法律の一部
を改正する法律案要綱

1. 国際開発協会に対する出資の額が増額されることとなるのに伴い、政府は、同協会に対し、従来の出資の額のほか、3,459億3,208万円の範囲内において、出資することができるることとする。 (第2条関係)
2. この法律は、公布の日から施行することとする。